

当院からのお知らせ

当院はオンライン資格確認システムを導入し、「マイナンバーカードを健康保険証として利用できる」診療体制を整えております。

厚生労働省より通達があった診療報酬改定を受け、医療情報取得加算を算定しております

マイナンバーカードをご提示いただいた場合

医療情報取得加算2
初診料算定時：1点

医療情報取得加算4
再診料算定時：1点

従来の保険証をご提示いただいた場合

医療情報取得加算1
初診料算定時：3点

医療情報取得加算3
再診料算定時：2点

当院では、マイナンバーカードを健康保険証としてご登録・ご利用いただくことで、過去の受診歴・薬剤情報・特定健診情報などを取得・活用し、より良い医療の提供に努めています。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

**まるやま皮膚科
クリニック**